

湯河原町立東台福浦小学校  
いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改訂版

## 1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (いじめの定義)

いじめの定義とは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様あることを鑑み、法の対象になるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。』と、補足されています。

本校では、法の定義や国・県・湯河原町の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

### (いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、

すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわかる時間を多くするように努めます。
- ・すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
- ・児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解させるように努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組み

日頃から児童を発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個別面談を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

## ○いじめの調査等

「いじめはどの学校でも、どの子でも起こりうる」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- 1) 児童対象・「こまったことはないかなアンケート」調査  
年2回（6月末、11月末）
  - ・「学校生活アンケート」年1回（12月）
  - ・「QUアンケート」の実施（5月末・10月末）
- 2) 保護者対象・教育相談
  - ・年2回（7月・12月（希望者））

## ○児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう相談体制の整備を行います。

- 1) スクールカウンセラーの活用
  - 2) 教育相談コーディネーターの保護者への周知
  - 3) 相談室の整備と周知
- ・相談・通報のあった事案は、ケース会議や児童指導対策委員会を通して情報共有に努めます。

## ○いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## ○授業時間だけでなく、昼休み等授業時間以外でも児童の人間関係を定期的に観察し、変化を見逃さないように努めます。また、日々職員間で情報交換の場を設け、全職員で児

童の様子を把握するように努めます。

#### (3) いじめの早期対応のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を複数の教師でします。なお、いじめられた児童（いじめを受けている疑いのある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために複数の教師が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、湯河原町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を、日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めること等を通じて、いじめの再発を防ぎます。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうことや、発信者の匿名性、発信される情報の匿名性等をふまえて、インターネット・SNSを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、「携帯電話教室」等必要な啓発活動を行います。

また、授業の中で情報モラルを取り上げ、ふさわしい情報の使い方を学べるようにします。

#### (5) 地域との連携

- ・学校評議員会等を利用し、学校が抱える課題を地域の課題として共有し、地域ぐるみで解決を図ることで、豊かな心が育つ学校づくりに努めます。
- ・家庭や地域と協力し、「地域で子どもを見守る」ための人の輪を広げるため、地域の大人と接する機会（各種体験活動、ボランティア活動等）を充実させ、児童が大人に認められているという思いを重ねて感じさせる機会を増やします。

### 3 「児童指導対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「児童指導対策委員会」を設置し、必要に応じて開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。いじめについて学校が組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者で情報共有を図り対応をします。

#### (1) 「児童指導対策委員会」の構成

管理職、教務主任、児童指導担当、ブロックリーダー（上、下学年）、学級担任、教育相談コーディネーター、養護教諭 等

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案に係る記録と情報共有
- ・いじめの加害・被害児童に対する保護及び支援、保護者連携
- ・いじめ事案の報告
- ・在校生・保護者への情報提供と意識啓発
- ・いじめに関する教職員研修の実施
- ・いじめ防止基本方針の検討・見直し

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、湯河原町教育委員会に報告し、湯河原町教育委員会と協議の上、「重大事案対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「重大事案対策委員会」の構成

町・県教育委員会指導主事等、管理職、教務主任、児童指導担当、ブロックリーダー（上、下学年）、学級担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、町支援教育AD、SC、SSW等

※事案内容により構成員については湯河原町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

## (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・湯河原町教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。